

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務  
公募型プロポーザル 応募要項



令和4年9月

多 可 町

## 1. 経緯及び基本理念

第2次多可町生涯学習推進基本計画では、町民の一人ひとりが社会に包摂されるとともに、次世代のまちを担うひとづくり・まちづくりを目指し、新しい公共を支える原動力となる生涯学習体制の整備を図ると掲げています。この考えに基づき、多可町生涯学習センター建設基本計画策定検討委員会において、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設基本計画答申書が昨年度に答申されました。

これを受け、「子育てするならダントツ多可町」の具現化、「敬老の日発祥のまち多可町」の精神の次世代への継承、乳幼児から高齢者まで多様な世代の集い、交流、つながり、いきいきとして誰もが住み続けたいと思う「まちづくり拠点」実現のため、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（以下「建設計画」という。）を策定しました。

建設計画では、中コミュニティプラザ及び多可町図書館の機能と新たに求められる機能を兼ね備えた複合施設で、地域社会のみんなに出番があり、生涯にわたって知識を深められる居場所の創出を基本理念としています。

具体的には、①学びの広場、②交流の広場、③表現の広場の3つの機能とそれらを構成する5つのゾーンと交流スペースやシンボルストリート或いは周辺施設との調和や連携により、にぎわいのある生涯学習拠点の実現を目指しています。

このため、専門知識や他都市等における豊富な経験等を兼ね備えた民間事業者のアイデアや新しい技術を取り入れ、より優れた設計となり町民の皆様にも愛される施設となることを期待し、公募型プロポーザル方式により、本業務の契約交渉者を特定するものです。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名：多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務
- (2) 業務内容：多可町生涯学習まちづくりプラザに係る基本設計及び実施設計  
その他、敷地調査及び体育施設取壊実施設計等を含む。  
→詳細は、特記仕様書を参照のこと。
- (3) 履行期間：契約日から令和5年3月31日（金）まで  
但し、繰越が認められた場合、工期を令和5年10月31日（火）までとする。  
（履行期間の詳細は、13. 設計業務契約－（9）履行期間を参照してください。）
- (4) 業務規模：延べ床面積3,000㎡程度（その他、建物周辺の造成設計等を含む。）
- (5) 上限提案価格：総額150,000千円（税込）
- (6) 発注者：多可町

## 3. 主催・事務局

- (1) 主催：多可町
- (2) 事務局：多可町 建設課 建設プロジェクト室  
住所：〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地  
TEL：0795-32-2380（代表）  
0795-30-0855（直通）  
FAX：0795-32-4970  
E-mail：build-pro@town.taka.lg.jp

## 4. 選考方法

公募型プロポーザル方式により特定する。

## 5. 選定委員会の構成

審査は、「多可町生涯学習まちづくりプラザ詳細設計業務委託業者選定委員会選定要綱」に準じ、構成される「多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務委託業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）が行い、当該審査結果をもとに町が業務委託業者を決定します。

有識者：1名、町職員：6名（増員される場合あり。）

## 6. 選考方針等

最優秀者の特定は、次の①一次選考及び②二次選考の2回の選考を経て行います。

### ①一次選考

提出書類による委員会の選定委員（以下、「選定委員」という。）の評価を踏まえ、参加表明書等の提出者の中から技術提案書を提出できる上位5者程度を選定します。

### ②二次選考

一次選考で選定された者について、資格・技術力評価（一次選考評価点を考慮）、提案価格（見積価格）、技術提案書、技術提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選定委員の審査を踏まえ、町が最優秀者及び優秀者を特定します。

（その他）

① 特定結果は、審査の結果を受けて、多可町ホームページに掲載するとともに、郵送で通知をします。なお、選定（特定）結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

② 審査の経過及び総括的な公表は、審査終了後、多可町ホームページに掲載します。

## 7. スケジュール

		内 容	日 時
一 次 選 考	参 加 表 明 書 等 提 出	応募要項等の公告	令和4年9月2日（金）から 令和4年9月12日（月）午後5時まで
		参加表明書等に関する質問書の 受付期間	応募要項等の配布日から 令和4年9月6日（火）午後5時まで
		質問書の回答	令和4年9月8日（木）
		参加表明書等の受付期限	令和4年9月12日（月）午後5時まで
		選定・非選定通知書の発送	令和4年9月20日（火）
二 次 選 考	技 術 提 案 書 提 出	技術提案書の受付開始	令和4年9月20日（火）
		技術提案書に関する質問書の 受付期間	一次選考結果の通知日から 令和4年10月4日（火）午後5時まで
		質問書の回答	令和4年10月12日（水）
		技術提案書の提出期間	令和4年10月18日（火）午後5時まで
		審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年10月25日（火）
		結果の通知（発送）	令和4年10月28日（金）

## 7. 応募要項等の配布

### (1) 配布期間

令和4年9月2日(金)から令和4年9月12日(月)午後5時まで

### (2) 配布場所

多可町のホームページからダウンロードして下さい。

(URL:<https://www.town.taka.lg.jp/>)

### (3) 配付資料

- ・資料 1 : 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務  
公募型プロポーザル評価選考要領
- ・資料 2 : 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務 特記仕様書
- ・資料 3 : 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画
- ・参考資料 1 : 多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務 位置図

## 8. 参加資格等

### (1) 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する単体企業とします。

- ① 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号 以下「建築士法」という。)第23条の規定に基づき、一級建築士事務所登録をしていること。
- ② 建築士法第10条第1項の規定に該当しないものであること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本プロポーザルの優先交渉権者特定前6か月以内に、手形及び小切手の不渡りした者。
- ⑥ 公告日時点で、多可町「測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 所属事務所が、参加表明書提出期限日において、多可町指名停止基準(平成17年11月1日告示第74号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者であること。
- ⑧ 公告日より過去20年以内に、国、地方公共団体等の公的機関又は民間が発注した公民館(又はコミュニティセンター)、図書館、児童福祉施設(保育所、幼稚園等)又は類似施設(※1)のいずれか単体又は複数の用途を含む施設(延べ床面積1,500㎡以上)の新築又は改築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請(設計共同体の場合は、代表構成員に限る。)で受託し、公告日現在で当該設計業務が完了していること。  
なお、当該業務実績については契約書の写し又はそれに準ずるものを提出すること。また、いずれの場合においても、実績が確認できるような施設の図面及び写真等を添付すること。  
※1 : 類似施設とは平成31年国土交通省告示98号別添二の建築物の類型のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。
- ⑨ 配置予定技術者は、次のとおりとする。
  - ア) 管理技術者及び照査技術者は、一級建築士であること。
  - イ) 管理技術者、照査技術者及び建築主任技術者は、参加表明書の受付日以前に参加表明者と直接的かつ恒常的雇用関係が3か月以上あること。
  - ウ) 管理技術者、照査技術者及び各主任技術者は、それぞれ1名であること。
  - エ) 管理技術者は、照査技術者及び各主任技術者を兼任していないこと。
  - オ) 照査技術者は、各主任技術者を兼任していないこと。
  - カ) 建築主任技術者は、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

注1：「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

注2：分担業務分野の分類は、次表による。なお、提出者において新たな分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を追加する場合は、主任技術者の経歴等（提出者が新たに追加する分担業務分野の主任技術者）（様式4-E）の提出において、新たに追加する分担業務分野の具体的業務内容及び分野を追加する理由を記入すること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築 (総合)	平成31年国土交通省告示第98号における別添一、1、一および二、ロ、「(1)戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書」の表の「設計の種類」欄の「(1)総合」に係るもの
構造	同上「(2)構造」に係るもの
電気	同上「(3)設備」の「(i)電気設備」に係るもの
機械	同上「(3)設備」の「(ii)給排水衛生設備」、「(iii)空調換気設備」、「(iv)昇降機等」に係るもの

- ⑩ 本業務の完了まで、最高責任者として従事できる者。また業務実施体制を審査するため、あらかじめ取組体制、設計チームなど検討し実現できるよう準備すること。また、業務実施体制については、本業務の完了まで、維持されることを前提としているため、参加者の当該事務所に在籍している証として、健康保険証等の写しを提出すること。
- ⑪ 多可町暴力団排除条例（平成24年12月26日 条例第34号）第2条第1号から3号に規定されている者でないこと、及び以下に該当しない者であること。
- ア) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者。
- イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- オ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用する等していると認められる者。
- カ) 役員等が、暴力団が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響を有する者。

## (2) 分担業務分野の再委託

- ① 主たる分担業務分野（建築（総合）分野）を再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
- ② 構造分野の再委託先は、本業務の建築物が法令で定める構造或いは規模等を越えると思込まれる場合は、関与が義務づけられている構造設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の組織に所属する構造設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。
- ③ 設備分野の再委託先は、本業務の建築物が法令で定める階数或いは規模等を越えると思込まれる場合は、関与が義務づけられている設備設計一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の組織に所属する設備設計一級建築士が本業務に関与できる場合は、この限りでない。

- ④ 建築設計以外の分野（敷地調査、外構設計）の技術者については、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務 特記仕様書（資料2）によるものとする。

**（3）参加に対する制限**

- ① 所属事務所からの提案は1件のみとします。
- ② 連名による参加は認められません。（管理技術者は1人とします。）
- ③ 所属事務所に、協力事務所を加えることはできますが、その協力事務所は、他の参加者の所属事務所と重複することはできません。

## 一次選考

### 9. 参加表明書の提出

#### (1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。

- ①参加表明書 様式1
- ②技術資料 様式2～5
- ③様式3、4に添付する資格・実績確認書類

#### (2) 参加表明書等の提出方法等

##### ①提出部数

- ・参加表明書(様式1) 1部
- ・技術資料(様式2～5) 15組(複写可)
- ・様式3、4に添付する資格・実績確認書類 1部  
(技術資料は表紙をつけず、様式2～5を1組として左上部をホチキス綴じ)

##### ②提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

受領時に提出書類受領確認が必要な場合は、事務局まで申し出をお願いします。

なお、提出時に参加表明書(様式1)等の写しを持参していただければ、受付印を押印いたします。

##### ③受付期間

応募要項等の配布日から令和4年9月12日(月)午後5時まで

##### ④提出場所

多可町役場 建設課 建設プロジェクト室

#### (3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

##### ①質問の方法

質問は、質問書(様式6)により電子メールにて事務局へ送付してください。なお、電子メール以外では質問の受付はできません。また、二次選考で使用する技術提案書の内容についての質問は、この期間での受付はできません。

##### ②質問書の受付期限

令和4年9月6日(火)午後5時まで

##### ③質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書にとりまとめ、令和4年9月8日(木)に多可町のホームページに掲載します。質問回答書は、本応募要項の追加又は修正として、応募要項と同様に扱います。

#### (4) 提出書類の記入上の留意事項

##### ①参加表明書(様式1)

代表者印を押印の上、提出してください。

##### ②技術職員・資格(様式2)

ア 当該事務所の技術職員・資格について記入してください。

イ 資格は、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、一級建築士を対象とし、これ以外の資格については、様式2その他(上記の資格を持たない技術職員)の欄に記入してください。また、複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入してください。

##### ③事務所の同種・類似業務実績(様式3)

次のア、イに該当する同種又は類似の業務実績3件以内を記入してください。

なお、業務実績とは基本設計又は実施設計業務の契約履行が公告日現在において完了しているものをいい、施設の完成は問いません。また、記入した業務については契約書の写し、業務の完了が確認できる資料の写し及び様式2の施設の概要が確認できる図面（※1）、写真、パース等の書類を提出してください。また PUBDIS（※2）の登録がある場合は、その写しも提出してください。

- ア 同種業務の実績における対象施設は、公告日より過去20年以内に、国、地方公共団体等の公的機関又は民間が発注した公民館（又はコミュニティセンター）、図書館、児童福祉施設（保育所、幼稚園等）又は類似施設（※3）のいずれか単体又は複数の用途を含む施設（延べ床面積1,500㎡以上）の新築又は改築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請（設計共同体の場合は、代表構成員に限る）で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績
- イ 類似業務の実績における対象施設は、公告日より過去20年以内に、国、地方公共団体等の公的機関が発注した施設の新築又は改築工事に関する基本設計又は実施設計業務を元請（設計共同体の場合は、代表構成員に限る）で受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績（延べ床面積要件なし）
- ウ 実績が複数ある場合は、同種・類似業務の実績を優先し3件を記入してください。なお、同種・類似業務の実績が合わせて3件に満たない場合は、記入の必要はありません。

※1：図面は、他の用途を含む複合施設の場合、業務実績に該当する用途部分を囲んでください。

※2：PUBDISとは、（社）公共建築協会の「公共建築設計者情報システム」のことをいう。

※3：類似施設とは平成31年国土交通省告示98号別添二の建築物の種類のうち、「十一 福祉・厚生施設の第1類」、「十二 文化・交流・公益施設の第1類、第2類」とする。

- エ 該当する業務実績について、次の項目を記入してください。
- (ア) 受注形態の欄には、単独、設計共同体の別を記入してください。
- (イ) 構造・規模・面積の欄には、〔構造種別－地上階数／地下階数、延べ面積〕を記入してください。〔例：RC－5F／B1、○○○○○㎡〕
- (ウ) 受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入してください。受賞歴の対象は竣工した建築物で主に以下に示すものとします。なお、記入した受賞を証する書類の写しを提出してください。
- ・日本建築学会（学会賞、作品選奨、作品選集新人賞）
  - ・日本建築家協会（日本建築大賞、優秀建築賞、優秀建築選、新人賞等）
  - ・日本建築士事務所協会連合会（建築賞）
  - ・日本建設業連合会（BCS賞）
  - ・各都道府県又は各都道府県事務所協会（人間サイズのまちづくり賞等）
  - ・公共建築協会（公共建築賞、特別賞、優秀賞）
- オ 提出された実績の審査において「同種」を「類似」又は「実績なし」と、また「類似」を「実績なし」と、更に「受賞歴」を「受賞歴なし」と判断し審査することがあります。

#### ④管理技術者・照査技術者・主任技術者の経歴等（様式4-A～4-E）

本業務を担当する管理技術者及び照査技術者、主任技術者、記入を求める各専門分野の担当主任技術者について、次に従い記入してください。また、同種・類似業務の実績を優先し記入件数は3件以内とします。なお、同種・類似業務の実績が合わせて3件に満たない場合は、記入の必要はありません。

ア 所属する組織、資格名称

- (ア) 各技術者について、所属する参加表明者の組織又は再委託先の協力事務所との雇用関係を証明する資料（健康保険証の写し等）を添付してください。なお、参加表明

書の受付日以前に当該事務所と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。

- (イ) 各技術者について、記入した資格を証する資料（資格者証の写し）を添付してください。

イ 同種・類似業務実績

(ア) 同種・類似業務の内容は、前記（４）③ア及びイの説明と同じです。

(イ) 該当する業務実績については、関わった分担業務分野、受賞歴及び立場（管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記入してください。また、担当したことを証明する資料及び受賞歴がある場合は、担当として受賞したことが判断できる資料を添付してください。

ウ 分担業務分野 提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）がある場合は、主任技術者の経歴等（様式4-E）を提出してください。

⑤協力事務所（様式5）

分担業務分野を再委託する協力事務所がある場合は提出してください。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備、又は提出者において新たに追加する分担業務分野（ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等）を記入し、協力事務所の名称、所在地、代表者、協力を受ける内容及び理由について記入してください。

（５）参加表明書等の評価基準提出書類の評価基準は、次の審査表によります。

評価項目	評価の着眼点			
	判断基準			
(1) 事務所の評価	(I)技術職員数	技術職員数を評価する		
	(II)有資格者数	有資格者数を評価する		
	事務所の実績	同種・類似業務の実績、規模、件数、受賞歴について評価する		
(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	建築
				構造
				電気
				機械
(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数、携わった立場）	次の順で評価する ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある （上記①、②に加え携わった立場、受賞歴も評価する）	管理技術者	
			主任技術者	建築
				構造
				電気
				機械

## 二次選考

### 10. 技術提案書の提出

#### (1) 提出書類

- ①技術提案書 様式9
- ②工程計画 任意様式 (A3判)
- ③設計チームの特徴 任意様式 (A3判)
- ④特定テーマについての技術提案資料 任意様式 (A3判)
- ⑤見積書 様式10

#### (2) 提出書類の提出方法等

##### ①提出部数

- ・技術提案書 (様式9) 1部
- ・技術提案資料 任意様式 (A3判) 3枚 16組 (複写可)  
技術提案資料は「技術提案資料」(表紙)をつけて、任意様式 (A3判) を1組として左上部をホチキス綴じしてください。なお、15組については社名を記載しないこと。
- ・設計見積書 任意様式 1部

##### ②提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とします。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とします。

##### ③提出書類の受領確認

受領時に提出書類受領確認が必要な場合は、事務局まで申し出をお願いします。

なお、提出時に技術提案書(様式9)等の写しを持参していただければ、受付印を押印いたします。

##### ④技術提案書の受付期間

令和4年9月20日(火)から令和4年10月18日(火)午後5時まで

##### ⑤提出場所

多可町役場 建設課 建設プロジェクト室

#### (3) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

##### ①質問の方法

質問は、質問書(様式11)により電子メールにて事務局へ送付してください。

##### ②質問書の受付期間

一次選考結果の通知日から令和4年10月4日(火)まで

##### ③質問に対する回答

質問内容を一括して取りまとめ、技術提案者全員に対し、令和4年10月12日(水)に電子メールにて回答します。

質問回答書は、本応募要項の追加又は修正として応募要項と同様に扱います。

#### (4) 提出資料の記入上の留意事項

##### ①技術提案書(様式9)

代表者印を押印の上、提出してください。

##### ②工程計画(任意様式)

設計工程計画及び全体工程計画、並びに施工方法、安全性等に対する考え方について求めます。

##### ③設計チームの特徴(任意様式)

技術者の配置や取り組み体制、業務推進にあたり重点としていることなどについて考え方を求めます。

#### ④特定テーマについての技術提案（任意様式）

技術提案は、資料1及び下記の各テーマにおける多可町の現状を踏まえた上で、次のテーマについての提案をしてください。

##### ア「特定テーマ1. あらゆる世代が気軽に利用でき新たな交流を生む空間の整備について」

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画に示す基本コンセプトや基本方針、施設計画に基づき、あらゆる世代が気軽に利用でき、新たな交流が生まれる拠点となる空間の整備について提案を求めます。

##### イ「特定テーマ2. 周辺施設、自然環境や景観との調和を考慮した建築デザインについて」

計画地の周辺は、多可町健康福祉センター「アスパル」、子育てふれあいセンター、児童広場等が立地し、豊かな自然環境に恵まれ景観も良い。この自然環境や景観と調和し、また、生かせるような建築デザインについて提案を求めます。

##### ウ「特定テーマ3. コスト縮減及び工期短縮計画について」

全体の整備費及び整備後の維持管理費の縮減及び工期短縮についての提案を求めます。

##### エ「特定テーマ4. 環境性能を考慮した施設についての考え方」

多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画【環境性能】を踏まえ、兵庫県産木材を用いた内装木質化による地域森林資源の有効活用や建物のエネルギー量を減らす建物づくりによる省エネルギー化に対する提案を求めます。

#### ⑤技術提案資料作成上の注意事項

ア 次の項目の内容を、必ず記載してください。表現方法は自由とします。ただし、設計図、精密な透視図や模型写真等を求めるものではありません。

- ・設計方針
- ・配置図及び外構計画イメージ図（縮尺は任意とします。）
- ・主要な階の平面イメージ図（縮尺は任意とします。）
- ・主要な内観及び外観イメージ図（縮尺は任意とします。）

イ 技術提案資料は、工程計画及び設計チームの特徴をA3判1枚、特定テーマのうち、特定テーマ. 1及び特定テーマ. 2をA3判1枚、特定テーマ. 3及び特定テーマ. 4をA3判1枚の合計3枚にまとめること。

ウ 提案は、文章での表現を原則として、基本的考え方を簡潔に記述してください。文字の大きさは11ポイント以上としてください。なお、イメージ図等の視覚的表現は、国土交通省通達（事務連絡）「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日）を参考として資料を作成してください。

エ プレゼンテーションは匿名で実施するため、提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないでください。

オ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位としてください。

カ 第三者の著作権等に抵触するおそれのある場合は、自己の責任により適切に処理してください。

(5) 技術提案書の評価基準 提出資料の評価基準は、次の評価表によります。

内容	評価項目	
	判断基準	
資格・技術力評価	資格・技術力	一次選考評価点を考慮する
技術評価 (評価にあたっては、技術提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的に判断を行う。)	工程計画	設計工程計画及び施工計画（施工方法、安全性等）に対する考え方について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。
	設計チームの特徴	技術者の配置や取り組み体制、業務の推進にあたり重点としていることなどについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。
	特定テーマに対する技術提案	特定テーマに対する技術提案について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を評価する。
	多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）の理解度	技術提案書、プレゼンテーション内容を踏まえ、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設計画（資料3）の理解度等について総合的な判断を行う。
提案価格（見積金額）	提案価格（見積金額）	提案内容と提案価格に妥当性があるかを評価する。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

- ① プレゼンテーションは匿名にて実施します。説明者は当該業務に予定する管理技術者、建築担当主任技術者は必ず出席し、必要であれば電気設備担当・機械設備担当主任技術者及びパソコン操作者を含む5名まで出席可能とします。原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めません。
- ② プレゼンテーションの場所、時間、留意事項等については一次選考後に別途通知します。
- ③ プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用してください。
- ④ プレゼンテーションに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として選考の対象としません。

11. 選考方法及び結果の通知

(1) 選考に係る評価

①一次選考

提出された参加表明書等の関係書類について、選考要領及び基準に基づき委員会が審査し、技術提案書を提出できる者を5者程度選定します。なお、参加表明する者が5者以内である場合、本応募要項3頁 8. 参加資格等の条件を満たすことを確認のうえ、原則全者が技術提案書を提出できるものとします。

## ②一次選考結果の通知

一次選考の結果は、様式第 7 号又は様式第 8 号にて、郵送又は電子メールで通知します。

## ③二次選考

一次選考で選定された者については、資格・技術力評価（一次選考評価点を考慮）、提案価格（見積金額）、技術提案書及び技術提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる選定委員の評価を踏まえ、最も優れた提案者と認められた最優秀者 1 者、優秀者 1 者を特定します。

## ④二次選考結果の通知

二次選考の結果は、様式第 12 号又は様式第 13 号にて、郵送又は電子メールにて通知します。

## (2) 審査・選定方法

### ①審査方法

技術提案書の説明（パワーポイント等によるプレゼンテーション）の後、委員会のヒアリングを経て審査を行い、最優秀者及び優秀者を特定します。

### ②二次審査の方法

#### プレゼンテーション

- 1) プレゼンテーションには、技術提案書に基づき、パワーポイント等の説明資料を用いることができます。
- 2) プレゼンテーションは、1 者につき 20 分以内とします。
- 3) プレゼンテーションで使用するパソコンやデータは、各自持参してください。プロジェクター、ケーブル及びスクリーンは事務局で用意します。

#### ヒアリング

- 1) ヒアリングは、プレゼンテーション終了後に引き続き行います。
- 2) ヒアリングは、1 者につき 10 分程度を予定しています。

### ③審査の公開

- 1) プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は、非公開とします。
- 2) 最優秀者の商号又は名称は、審査終了後に多可町ホームページで公表します。

## 12. 参加者の失格

次の条件のいずれかに該当する場合は、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法や要項に示された条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合  
虚偽の記載をした者に対し、指名停止を行う可能性があります。
- (3) 選定委員に不当な働きかけをした場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 一次選考に伴う参加表明書等の評価基準提出書類の評価基準（9-（5）の評価の着眼点の各項目において、選定委員全員の評価点が 0 点のものがあった場合
- (6) 二次選考に伴う技術提案書の評価基準（10-（5）の各項目（特定テーマは各テーマとする。）において、選定委員全員の評価点が 0 点のものがあった場合
- (7) 二次選考は、1 者のみでも成立するものとするが、1 者の場合、二次選考の評価点合計（最大 100 点）の 60%以上を取得できなかった場合。
- (8) その他、委員会が不適格と認めた場合

### 13. 設計業務契約

#### (1) 契約の交渉

- ① 多可町は、最優秀者と特定された者と契約の交渉を行います。契約交渉が不調の場合は、二次選考の評価で順位付けられた上位の者から順に、契約交渉を行います。  
また、この手続きに参加した者が、公告の日から最優秀者特定までの間に、多可町から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者については、この手続きに係る特定の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。
- ② プロポーザル以後、提案された取り組み体制が著しく変わった場合は、業務委託契約候補者としての資格を取り消すことがあります。さらに、契約締結後においては、その契約を取り消すことがあります。
- ③ 最優秀者がプロポーザル終了後に、「12. 参加者の失格」に該当すると認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合、二次選考の評価で順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うこととします。

#### (2) 契約について

- ① 多可町は、随意契約により契約を締結します。
- ② 契約の締結は、予算の範囲内で行います。

#### (3) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設設計業務特記仕様書のとおりとします。

#### (4) 支払条件等

- ① 契約を締結するときは、委託金額の10分の1以上の契約保証金を納めなければなりません。また、委託契約締結候補者が入札・契約のしおり（多可町・令和4年1月1日改正）第16の各号に該当する保証を付した場合は、契約保証金を免除することができます。
- ② 前払金は原則として、契約会計年度（令和4年度）に請求することにより、契約金額の10分の3以内（10万円未満切捨て）で支払うことができます。  
ただし、前払金の限度額は3,000万円とします。
- ③ 精算に伴う支払いは、本業務に係る成果物の引渡しをうけ、検査が完了した後とします。

#### (5) 契約者

多可町

#### (6) 契約書作成の要否

要

#### (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (8) その他

今回の契約締結者に対し、多可町生涯学習まちづくりプラザ建設工事監理業務及び体育施設等（体育館）解体工事監理業務を委託する場合があります。

#### (9) 履行期間

- ① 契約日から令和5年3月31日（金）までとします。ただし、繰越が認められた場合は、工期を令和5年10月31日（火）までとします。なお、繰越が認められなかった場合、令和5年3月31日（金）時点で精算するものとします。
- ② 成果品の提出期限については、次のとおりとします。

●繰越が認められ、工期が令和5年10月31日（火）までとなった場合

業務名	内容	詳細内容	提出期限	
基本業務	設計業務	多可町生涯学習まちづくりプラザ建築設計	基本設計・実施設計（造成設計含む。）	令和5年6月30日
		敷地調査	水準調査	令和5年6月30日
			地盤調査	令和5年6月30日
			その他調査	令和5年6月30日
	外構設計	子育てふれあいセンター園庭リニューアル設計	令和5年10月31日	
	体育施設取壊設計	体育施設（中央公園北アリーナ）取壊設計	令和5年3月10日	
追加業務	積算業務	多可町生涯学習まちづくりプラザ建築設計	基本設計・実施設計（造成設計含む。）	令和5年6月30日
		外構設計	子育てふれあいセンター園庭リニューアル設計	令和5年10月31日
		体育施設取壊設計	体育施設（中央公園北アリーナ）取壊設計	令和5年3月10日

## 14. その他

### （1）辞退について

技術提案書の提出者に選考された者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、令和4年10月4日（火）までに事務局へ持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

### （2）工事受注資格の喪失

- ① 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができません。
- ② 本件業務を受注した者（その者が本件業務の遂行に当たって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。
  - ・一方が他方に出資していること。
  - ・一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

### （3）参加表明書、技術提案書の作成及び提出に係る費用について

提出者の負担とします。

### （4）受付期限以降における提出資料の差し替え及び再提出等について

参加表明書及び技術提案書について、受付期限以降の提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めません。

また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者、照査技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を多可町から得るものとします。

### （5）提出資料の取扱い

- ① 提出された参加表明書、技術提案書等は返却しません。
- ② 提出資料の著作権は参加者に帰属しますが、多可町は選定結果の発表（広報・多可町ホームページ等）や出版物への掲載や複製の作成は、無償で行えるものとします。
- ③ 特定後においても、多可町は提案内容に拘束されないものとします。

**(6) 選考（特定）の経緯及び結果について**

異議や苦情の申し立ては受け付けません。

**(7) 参加表明書及び技術提案書の提出について**

受付期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提案者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できません。

**(8) 非選定（特定）理由の説明**

ア) 選定（特定）されなかった者は、11-（1）-②及び11-（1）-④において結果を通知した日の翌日から起算して5日以内に、次に定めるところにより非選定（特定）の理由について町長に説明を求めることができる。

①提出様式：様式は自由とする。ただしA4タテに横書きとする。

②提出場所：事務局（多可町 建設課 建設プロジェクト室）

③提出方法：9-（2）-②又は10-（2）-②と同様とする。

イ) 非選定（特定）理由の説明に対する回答

回答は、説明を求めることができる最終日から起算して5日以内に書面により行う。